

平成20年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成20年3月11日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成20年3月11日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 平成20年度周防大島町一般会計予算(説明・質疑・付託)
- 日程第2 議案第2号 平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(説明・質疑・付託)
- 日程第3 議案第3号 平成20年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算(説明・質疑・付託)
- 日程第4 議案第4号 平成20年度周防大島町老人保健事業特別会計予算(説明・質疑・付託)
- 日程第5 議案第5号 平成20年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(説明・質疑・付託)
- 日程第6 議案第6号 平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算(説明・質疑・付託)
- 日程第7 議案第7号 平成20年度周防大島町下水道事業特別会計予算(説明・質疑・付託)
- 日程第8 議案第8号 平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算(説明・質疑・付託)
- 日程第9 議案第9号 平成20年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算(説明・質疑・付託)
- 日程第10 議案第10号 平成20年度周防大島町渡船事業特別会計予算(説明・質疑・付託)
- 日程第11 議案第11号 平成20年度周防大島町公営企業局企業会計予算(説明・質疑・付託)
- 日程第12 議案第12号 平成19年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第13 議案第13号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第14号 平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第15号 平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第16号 平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第17号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第18 議案第18号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第19 議案第19号 平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第20 議案第20号 平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)  
日程第21 議案第21号 平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成20年度周防大島町一般会計予算(説明・質疑・付託)  
日程第2 議案第2号 平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(説明・質疑・付託)  
日程第3 議案第3号 平成20年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算(説明・質疑・付託)  
日程第4 議案第4号 平成20年度周防大島町老人保健事業特別会計予算(説明・質疑・付託)  
日程第5 議案第5号 平成20年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(説明・質疑・付託)  
日程第6 議案第6号 平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算(説明・質疑・付託)  
日程第7 議案第7号 平成20年度周防大島町下水道事業特別会計予算(説明・質疑・付託)  
日程第8 議案第8号 平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算(説明・質疑・付託)  
日程第9 議案第9号 平成20年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算(説明・質疑・付託)  
日程第10 議案第10号 平成20年度周防大島町渡船事業特別会計予算(説明・質疑・付託)  
日程第11 議案第11号 平成20年度周防大島町公営企業局企業会計予算(説明・質疑・付託)  
日程第12 議案第12号 平成19年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)  
日程第13 議案第13号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)  
日程第14 議案第14号 平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)  
日程第15 議案第15号 平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)  
日程第16 議案第16号 平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)  
日程第17 議案第17号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)  
日程第18 議案第18号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)  
日程第19 議案第19号 平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第20 議案第20号 平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)  
日程第21 議案第21号 平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)

出席議員（23名）

1番	安本 貞敏君	2番	伊東 梅芳君
3番	土手 正喜君	4番	平野 和生君
5番	荒川 政義君	6番	浜戸 信充君
7番	杉山 藤雄君	8番	神岡 光人君
9番	田村 三郎君	10番	伊藤 秀行君
12番	平村 真成君	13番	魚谷 洋一君
14番	松井 岑雄君	16番	広田 清晴君
17番	魚原 満晴君	18番	富田 安英君
19番	木村 潔君	20番	中本 博明君
21番	平川 敏郎君	22番	田中隆太郎君
23番	小田 貞利君	24番	尾元 武君
26番	新山 玄雄君		

欠席議員（1名）

25番 久保 雅己君

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	坂本 薫君	議事課長	木元 真琴君
書記	河井 敏博君	書記	平田富久代君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	副町長	椎木 巧君
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育長	平田 武君	公営企業管理者	川田 昌満君
総務部長	村田 雅典君	総務課長	吉田 芳春君
財政課長	奈良元正昭君	健康福祉部長	馬野 正文君
産業建設部長	岡村 春雄君	環境生活部長	村田 章文君
久賀総合支所長	野口 菊義君	大島総合支所長	山本 治君

東和総合支所長 ..... 鍵本 一和君      橋総合支所長 ..... 浜中 清孝君  
教育次長 ..... 布村 和男君      公営企業局総務部長 ... 河村 常和君  
税務課長 ..... 橋本 澄夫君

午前9時30分開議

議長（新山 玄雄君） 昨日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

久保雅己議員から欠席の通告を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

### 日程第1．議案第1号

議長（新山 玄雄君） 昨日の会議に引き続き、質疑を続けます。

9款教育費について質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず第1点は、いわゆる学校教育関係で質疑を行いたいというふうに思います。

まず1点は、小学校、中学校関係の学校管理費、大体小学校費で2,612万4,000円、これ管理経費ですが、それと、中学校の方で1,847万9,000円という数字が予算上、示されておりますが、その点で対前年度どういう状況なのか。

もう一点は、教育振興費についてであります。教育振興費関係で、いわゆる小学校費で1,086万1,000円と、中学校費関係で743万円余りということで、これは私が調べた数字であります。実際的にそれぞれ対前年度どういう状況なのかという点を聞いておきたいというふうに思います。

それと、2点目として、新年度でバス購入の予算計上がされておりますが、今までも運行系統については議論されてきているところというふうに思いますが、その点で、今後もやっぱり運行系統については具体的、父兄たちと協議をしていかにやらんというふうに思うておりますが、具体的に今後の予定について、新年度に入ってから当然出てくるというふうに思いますが、その点について、2点目聞きます。

それと、3点目は、東和中学校の実施設計予算が組まれておりますが、その点で実際的に予算同様、新年度から統合ということで、その部分のいわゆる予算計上もされているというふうに思いますが、その点で私は討論の中でも既に言っておりますが、私どもの委員会で説明したところによると、いわゆる東和中学校については危険だから建てかえなければならないというのが私たちの委員会での説明だったというふうに思います。

その中で、実際的にこのまま今年度予算、新年度で予算計上して、実際的に運用する、合併す

るということになれば、実は危険校舎、危険性が高い校舎に一時的入っていく可能性が発生するんじゃないかというふうに思うております。その点で、教育委員会としてどのように考えているのか、聞いておきたいというふうに思います。

以上、3点について質疑を行います。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） まず、きのうの歳入の答弁漏れがありましたので、そのことについて2件ほどお答えをいたしますが、奨学金の収入の内訳であります、22名分を上げております。そして、平成31年にすべての返還が終わるわけで、約371万円が総額でございます。

もう一点の文化交流センターの使用料についてであります、星野記念館との相乗効果はどうかということですが、確かに相乗効果は上がっているというふうに思っております。たくさんの観光バスが来ておりますが、その方たちを見ておりますと、時間の余裕がないんだろうと思います。バスについてはすぐお帰りになるようですが、それぞれ個人的な自家用車で来た分については相乗効果がかなり上がっているということで、文化交流センター自体の、それ自体の入場者というのは年々減っておるわけです。ですから、相乗効果を期待しての昨年度と同じ120万円を計上しているということでございます。

それでは、広田議員さんの御質問にお答えをいたしますが、小中学校の管理費及び教育振興費の前年度対比でございますが、小学校の管理費でいきますと、前年度対比の96.3%の100万2,000円の減額となっております。

次に、中学校の管理費であります、前年度対比95.8%の80万1,000円の減額というふうになっております。実は昨年秋の予算編成の際に各小中学校に対して管理経費の新年度予算についてお願いしたわけですが、前年度比98%で調整してくださいというお願いをいたしました。学校によってそれぞれ多少の増減が出てきておりますが、減額の理由といたしましては、燃料費の高騰による増額や事務機器の借上げ料についての平成19年度中にリースが終わること、あるいはリースが発生したということによる増減、下水道施設の整備された地区の学校についての新たな下水道使用料等が出てきたということでありまして。

あわせて学校管理費の備品購入費につきましても、その年々で要求が、増減が出てきますので、各施設、また、各学校施設の修繕費についても、平成20年度から学校管理事務局経費の事業に計上したことが大きな減額の原因というふうになっております。

次に、教育振興費でございますが、小学校につきましては、前年比143万円の減の88.3%、中学校につきましては75万3,000円減の90.4%という、いずれも減額になっております。

主な要因といたしましては、教材機器借上げ料と教材備品購入費の減額であります。機器借上げ料につきましては、各学校でパソコン機器等のリースの期間満了に伴うもので、今年度内

にほぼ終了いたします。一方、教材備品の購入であります、昨年度、19年度に比べて減っております。金額の張る電気機器関連という要望が学校からありませんでした。指導用CDなどの教材ソフトの要望が多く、その結果、減額ということになっております。

次に、バスの運行計画の保護者への周知であります、平成21年の4月に学校統合を進めるために、今統合する学校ごとに学校や保護者代表で組織する統合準備委員会を設置して、協議をずっと進めてきております。その中で、スクールバスの運行時刻等についても話し合いをして、かなり今煮詰まったところまでできております。そういったものにつきましては順次、「統合準備委員会だより」というのを発行いたしまして、既に2回発行しておりますが、その中で、全部の保護者の方にお知らせをしております。まだ完全には決まっておりますが、新年度に入って正確な時刻等決まるようになっております。それに合わせての「統合準備委員会だより」でお知らせをしたいというふうに思っておりますので、改めて保護者を集めて説明するという予定は考えておりません。

次に、東和中学校の危険校舎へ通わすのはどうなのかということですが、確かに新校舎ができるまで耐震性の低い校舎に入るということは事実であります。校舎の改築の工期が平成21年8月から22年7月まで、約1年間予定をしておりますが、その間の間、今の新しい現校舎で生活機関になるわけでありまして、保護者説明会等におきましても、大変申しわけありませんが、ひとつ新校舎ができるまで我慢していただきたいというお願いをして、皆さんには御理解をいただいていると思っております。

御承知のように、第1次耐震診断の結果、耐震性のランクがAからEランクまでの5段階あるわけでございますが、東和中学校のEランクと同じランクの小学校が4校あるわけでございます。これらの学校についても、これから年次的計画で耐震補強を行っていきたいというふうに考えておりますが、やはり小学校についても、それまで我慢をしていただくのが実情でございます。

以上、3点の答弁とさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 行政長の町長の方に再質問をしておきたいというふうに思いますが、実際的に、いわゆる危険校舎に一時的にせよ、危険性の高い校舎に入ることまでして合併を進めて、仮に委員会等で説明されたように事故があったときはどうするのかというのが非常に危惧される部分です。例えば、実際的に今子供たちが通っている校舎よりも危険なところへ、いわゆる一時的にせよ、1年数カ月になるか2年弱になるかわかりませんが、そういうところに通うということになると、実際的に私は行政の責任が問われる事態が起こるのではないかと、いうふうに危惧しております。

といいますのが、東和中学校をつくる段階で、先ほども言いましたけど、非常に危険なんだと、

だから、ぜひ建てかえてほしいと、とてもじゃないがという言い方で、東和中学校を建てかえを判断されたというふうに私は委員会で受けとめておりますし、議員各位も実際的にそんなに危険なら建てかえもやむを得ないかなということは、各議員言われたと思うんですよ。じゃ実際的にその危険と言われるところへ1年数カ月になるか2年余りになるかわかりませんが、実際的には入っていく。それを避ける方法、私はあるというふうに思いますが、その点で行政の長としての考え方を聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 実際に21年の4月に統合されるわけですが、22年の7月に完成をしますので、8月の夏休み期間に移行するというので、実際に今の校舎に入るのは16カ月というふうに考えております。

広田さんのおっしゃりたいのは、仮校舎でも建てて、早く危険な部分を取り払ってはどうかというふうなこともあるんだろうと思いますが、そのことをいろいろ教育委員会も検討したわけですが、実は仮校舎を建てるにしても、今から補助金申請をして、文科省の許可をとり、そして、工事期間を入れると、現校舎へ入るのが工事入ってすぐできますので、その間の差が7カ月しかないということなんです。その7カ月のために仮校舎分が1億3,000万円ぐらいかかるわけで、教育委員会とすれば、おっしゃる気持ちはわかるんですが、少し我慢していただきたいということをお願いしておるところでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） いわゆる確かに教育委員会においては教育長が一つのあれであり、例えば、全体全体を統括するのが基本的には町長の判断、いわゆる財政を、いわゆる束ね、職員を束ね、自治体としての安全を束ねるという意味では基本的には町長の基本姿勢にかかわる部分だというふうに私は思うております。そういう意味では、例えば、今回次長さんが言われる部分については確かにそうやって実際的に仮校舎を建てたとしても、実際的には7カ月程度だというのが一つ。

もう一つは、財政的な部分、2つの面から今答弁されようるわけなんです、行政長として、ほいじゃ今までいろんな委員会に指摘してきた、いわゆる危険を避けるために建てかえるという基本的考え方とあわせて、そして、そこへ入ることに対する町長としてどう考えるのかということこそを私自身は聞いておきたいわけですよ。

一つ避ける方法としては合併、いわゆる中学校の統合問題を考えるときに、例えば、旧東和地域についていえば、実際的には校舎完成後でも基本的には何らおかしいことはない、理屈的にはおかしいことはないというふうに考えるわけです。危険を少しでも、いわゆる避けるという意味ではね。ほたら、やっぱり私はその所期も考えていかにやいけんのじゃないかというふうに

考えるわけなんです。その点で、行政長としての考え方聞いちょきたいというふうに思うんです。3回目ですから。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 仰せのとおり私もそうは思いますけれども、やはり今教育次長の方が答弁ありましたように、危険でEランクにあるのが小学校等とあわせてほかにもございます。

ただ、東和中学だけがEランクではないわけでございます。私といたしましてはやはり郡内の子供をあまねく危険にさらすのはいかなものかということから考えますときに、先般も仮校舎の問題も出ましたけれども、東和中に仮校舎を建てるよりはやはりほかの学校にもそうした金で早急な地震に対する対策を講ずるべきじゃないかということで、仮校舎を建てない方向で、むしろ東和中学の建設にできるだけ早く対応していただきたいということを教育委員会の方は要望しておきました。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） いいですか、きのうの件の文化交流センターの分の、きょう答弁があった分に対する再質問という形は。きのうの答弁。

議長（新山 玄雄君） 款ごとにやっておるから一般質問でやっていただけたら。

議員（23番 小田 貞利君） はい。

議長（新山 玄雄君） 一般質問で。

議員（23番 小田 貞利君） いや、きのうの質問に対する答弁が、きのう出ずにきょう出たわけですよ。文化交流センターの僕が聞いた部分に対して。

議長（新山 玄雄君） はい。

議員（23番 小田 貞利君） それの質問はできますかと。

議長（新山 玄雄君） はいじゃ済いません。きょうは9款になってますから。

議員（23番 小田 貞利君） はい、わかりました。

議長（新山 玄雄君） いや、総括のときにやってください。

議員（23番 小田 貞利君） はい、わかりました。

議長（新山 玄雄君） 一番最後にね。はい。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今、広田議員さんの方からも質問がありましたことについて私もちょっと質問いたしますけど、統合をおくらせてやるという方法があるわけじゃないですか、今東和中だけでもですね。東和中学に統合されるのは油田中だけでしょ。校区としてはどうなるんですか、日良居中でもですね。日良居中と油田中の耐震はどうなんですか、悪いんですか、東和中と一緒になんですか。

だから、やっぱりそれは仮校舎を建てるったら大変なことだと思いますけども、その方法があ



と思いますけど、おくらす方法、それは急がんでも、危険を伴いながらも急がんにゃいけんというような理由は何ですか、そこを、だから、もう一回聞きます。

それから、先ほども話が出てました準備委員会の結果といいますか、だより、便りが出てましたけども、久賀中についてちょっと御質問いたしますけども、制服などの貸与はいたしますというようにありましたが、いわゆるクラブ活動のユニホームについては考えはないんだというふうに言い切っておりますけども、なぜクラブ活動のユニホームについては貸与しないのか、そこをひとつ御質問いたします。

それと、もう一つは、体育協会費の補助964万5,000円、これについての内訳、それから、性質といいますか、それを質問しておきます。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 中学校の東和中学校だけを統合をおくらせてはどうかということですが、もう既に議会でも議決をしておりますし、学校統合準備委員会等で、もう既に話も煮詰まってきております。東和中学校だけおくらすという考えは、教育委員会は持っておりません。

もう一件のユニホームの件であります、確かに浜戸議員が以前にもおっしゃったことで、私もそこを尊重しているユニホームを出そうということで協議をしておったわけですが、それぞれの学校のクラブ活動のユニホームの状況を調べますと、例えば、久賀中学校でいきますと、野球部があるわけですが、久賀中学校へ来る日良居中学校と蒲野中学校は野球部がありません。ですから、仮に入る場合は自分で買うという格好になります。

久賀中学校にありますソフトテニスがあるわけですが、これについてはユニホームはありません。ですから、自分が今、旧の学校で使っておる、そういうものにゼッケンをつけて、個人名を書いて試合に出ることができるということになります。

久賀中にはバレーボールの女子があるわけですが、これはユニホームは学校が貸与をするということになります。

あわせてバスケットボールの女子があるわけですが、これも学校が貸与するということになります。

もう一つ、卓球の女子があるわけですが、これについてもソフトテニスと同様、個人的なもので、個々にゼッケンをつけて名前を書けば試合に出ることは可能だということで、要するに、教育委員会は全員の方にそういったものを補助したいということで、あるクラブには、入ったものには補助しますが、違うクラブのものには貸与があるからそれはしませんということは、やはり余り好ましくないのではないかという教育委員会としての判断で、ユニホームの支給はこの際やめようという判断をいたしました。

議長（新山 玄雄君） 続いて答弁をお願いします。

教育次長（布村 和男君） 答弁がおくられて申しわけありません。内訳であります。郡体協の行事の開催経費、金額も要りますか が99万円、体協の各支部があるわけですが、その補助金が173万5,000円、県体の派遣費が95万円、指導研修費が5万円、ビーチバレーの開催費が80万円、大島一周駅伝開催費が60万円、ロードレースの開催費が40万円、少年サッカーが350万円、強化費が60万円。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） じゃ再質問しますが、最初の質問ですけども、今の東和中だけをしなさい、それは東和中だけができんのなら全体を1年おくらしゃあええと思いますが、それはどうですか、余り危険をさらしてまでやっぱり統合しなきゃならないという理由はちょっと納得できないというように思います。

それと、今のユニホームの件ですが、今久賀中の例を出して御答弁いただきましたけども、ほかの中学校は統合をされる中学校にクラブがあって、統合するところに同じクラブがあるという例はあると思うんですけども、ちょっと今僕もわかりませんけども、それは当然2年生、特に3年生の場合はもう半年ぐらいしか、夏までぐらいしかないわけですよ。そのためにユニホームを新たに購入するというのはやっぱり父兄の負担になると思うんです。このクラブ活動も当然学校の行事ですから、ユニホームを着て出るといったら、その中学校のネームをつけて出るので、やっぱりそれは当然行政側というか、教育側というか がやっぱり負担してあげるのが、だから、全体的に考えたら、そんなに対象人数はおらんと思いますけども、どうなんですか。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 先ほどから耐震検査の校舎の強度、そういうふうなことが問題になっておまして、私も大変そのことは何か事がなければいいがなという、そういうふうな思いは大変強いものがございます。

それで、一番最初は、教育委員会としては一番強度が強い安下庄中学校と大島中学校を考えて、久賀の皆さん大島に行ってくださいというふうなお願いをしたけれども、結局まとまらなかったという、そういうふうな状況がございます。

それで、そういうふうなことはさておいて、4校に決まったわけです。それで、例えば、日良居中学校は強度はどうなのかというと、残念ながら強度はEなんです。東和中と同じ強度なんです。それで、久賀中学校はどうなのかというと、残念ながら強度がEなわけです。それで、何が違うのかというと、結局コンクリートの強度が東和中は大変弱かったと、久賀中は、あるいは日良居中はコンクリートの強度がまずまずあるというふうなことで、日良居中におったからだっ

たら全く町の行政として責任がないのかと、こう問われますと、どうしても耐震補強の結果はベストではなかったわけであります。

そういうふうな状況で、地域の皆さんにはきちんとそういうふうなことで説明をして、それで、地域の人も子供たちのことを考えてみると、安全は心配であるけれども、ただ、一緒に全町がスタートを切る方が子供たちのためであろうというふうな、そういうふうな話し合いが主流になって進めていこうというふうなことで、今のぜひとも早く統合を進めて、次の校舎の補強に向かって小学校、中学校進んでいかなければいけないという、そういう現状が町の全体にはございます。

それから、2点目の部活動ですけれども、2つありまして、1つは、東和中学校なんかはほとんどユニホームは学校持ちなわけです。それで、学校で備えつけて、恐らく保護者の寄附で買ったものだと思いますが、それを代々使っておるといふふうな状況の学校もございます。

それから、例えば、剣道部の防具のある学校は、これは個人も持っておるんですが、学校の備えつけというふうなものもございます。

それから、これは比較が大変おかしいことなんです、ユニホームが要ります、グローブが要ります、バットが要りますという、これは二、三万円はかかると、それから、道具が比喻として適切かどうかわかりませんが、卓球のラケットは一つで済むという大変補助の額が差がある、それから、多くの学校が部活動に入っても入らなくてもいいという任意加入制をとっています。そんなふうなことで、私的なものについては補助はしないと、そういうふうな結論になったわけであります。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） どうも話がかみ合いませんが、統合はわざわざ危険なとこに子供を追いやるちゅうたら言い過ぎかもわからんけども、日良居の方がまだええわけでしょ。じゃ日良居、何か地震があったらどうするんですか、この間ないとは言えんよね、絶対。それは言えん。

だから、日良居におったばかりに助かったけど、東和中に行ったらばかりに、これはあり得ることじゃないですか、その問題と行政の問題と、保護者も理解をされとる言い方を今しましたけども、じゃ教育委員会の方が、いや、これはやっぱり危ない、それはもう一年待とうと言えば、保護者は納得するでしょう、じゃあね。いや、結局もう来年からは合併するんだと、ぜひお願いしますと言うから、保護者もそれはもう仕方ないですねと、そこは正直な保護者の意見だと思いますよ。

それと、今のユニホームのことですけども、私的と言いますけども、それは、じゃ先ほど僕が言いましたように、やる子とやらん子があるから私的という言い方になるんでしょうけども、それは当然課外活動をしとるのは学校の行事じゃないですか、これは。実際に対象になる子供さん

何人おられるわけです。何もかも道具までと言っとるわけでは、ユニホームじゃないですか、やっぱりそれユニホーム変わる子はたった1年か2年のために新しいユニホームをそろえんにやいけん。クラブやるためにですよ。それは救うてあげるべきじゃないですか、それよりか、まだ制服なんか自由にしてから、制服はほとんどが女子はセーラー服ですから、いわゆるリボンですか、リボンだけぐらいで変えて済むみたいですけども、だから、経費も少ないんでしょうけども、だから、制服については認めたとしたことだと思いますけども、ユニホームはそれはクラブ活動、それはそのために、ほいじゃ3年生になって、それは今の保護者ですから、それは自分らで買ってくれと言ったら買うでしょうよ、それは実際にはね。

だから、そのためにユニホームが買えんから、ほいじゃ子供にクラブ活動をやめえという親はおらんと思いますけども、でも、実際にそねえ何百人という単位じゃないと思うんです。何十人の単位でしょ、そろえてあげても。そこはやっぱり考えてあげてください。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 先ほどの中学校の21年の4月に統合するという事は保護者会も何回もやり、そして、議会の議員全員協議会でもる説明してきて、去年の6月に議会の皆さんの御理解をいただいて議決をしたという、私どもはそういうふうに思っておりますが、事実そうなので、今、浜戸議員が言ったこともすべて保護者会でも説明し、議員の皆様にも説明した中で御理解をいただいて議決をいただいたと、21年4月に向けて統合するんだということのをこれからも教育委員会は進めていきたいというふうに思っております。

制服のことにつきましては、先ほど言いましたように数は少ないんですが、この子には与える、この子にはやらないというような不公平が出てくると、教育委員会とすれば教育上よくないという考えであります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に移ります。10款災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

11款公債費、12款諸支出金、13款予備費について質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 諸支出金について聞いておきたいというふうに思います。実際的に今回の減額分、これはどこに、いわゆる繰り出し部分が減額になってるわけなんです、それぞれ会計があるし、もう一つは、後期高齢者医療制度に伴う、いわゆる部分、変更もあるんじゃないかというふうに思います。財政当局の方で繰り出し金について補足説明を求めておきたい

というふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 諸支出金で、各特別会計の繰り出し金、予算額で申し上げますと、19年度と比べまして6億1,300万円ばかりの減になっておるといってございまして、これについての要因ですけれども、まず後期高齢、これが新たに発生、新たに特別会計を設置したということで、これに対する1億5,100万円の増ということでございます。

それから、逆に老人保健の特別会計、これに対しまして昨年と比べまして3億4,300万円の減ということでございます。これは当然後期高齢の方に医療給付が移るといっての減、これが要因でございます。

それから、あと大きな異動といたしましては公営企業局への繰り出し金、これが昨年と比べまして2億9,300万円の減になっております。これは大島病院の改築分、これは当初予算いろいろございましたが、大島病院の改築分で2分の1で組んでおりましたが、これがいろいろ工事費等々の関係もありまして4分の1になった、そういったことの関係で2億9,300万円の減というようなことがございます。そういったことで、合わせて6億1,300万円の減ということでございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

それでは、各款ごとの質疑が終わりましたので、総括的な質疑はありませんか。小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 先ほど議長の方から総括でやってくれということなんです、そもそも質問に対する答弁があったことに対して再質問をするのに款が違うからというのはちょっと違うような気がするんですね。今後も総括でやるのかどうかというのはありますが、私とすれば、きょう始まる、次の款に行く前に答弁があって、その後、再質疑があって、それから、次の款に入るのが当然じゃないのかと思います。

今回総括でということ再質問をさせていただきますが、宮本記念館の120万円の予算ですが、星野記念館の4割減で6万人が見込まれる中で、宮本記念館の方が120万円の予算ということは300円で計算しますと約4,000人ですか、中学生とか子供もいますから五、六千人、10分の1ということになります。この観光関係の業者なりに契約をちゃんとすれば、宮本記念館への入場者数というのはかなりふえる可能性があると思います。例えば、条例を並行して300円のところを100円でもいいと思いますね。半額でもいい。星野記念館とセットでやるというような形をしたら、この120万円というのは200万円にも300万円にもなるうかと思いますが、そのような考え方がなかったのかどうか、お聞きします。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） そういう考え方はなかったのかというと、実はありませんでしたが、今議員御提案をいただきましたので、教育委員会とすれば当然使用料の増というものは図っていかねばいけないというふうに思っております。もっともっとやはり相乗効果を得るような、効果があるような施策を練っていきたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 去年を見てますと、あそこの駐車場でかなりのバスが星野記念館に入るの待っているような状態でした。その間、例えば、300円のところを100円というような話で、セットで会社の方に行けば、当然待ちようる時間を利用して入ったりとか、当然観光会社の方も考えると思うんです。ぜひそういった部分をやっていただきたいと思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 答弁はいいですか。 はい。ほかに質疑はありませんか。 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず、職員の配置について質問します。項目的には248ページであります。実際的に今回一般会計で25人の減で、286人体制で1年間、いわゆる職員配置でやっていくというのがこの項の説明の欄です。金額的には1億4,900万円落として22億3,570万円という格好で予算計上されております。この中で、基本は、いわゆるどこにどれだけ配置するのか、これが基本だというふうに考えております。といいますのが、皆さん方はどういう考え方をしとるか知りませんが、やっぱり各課にその課の重要性、またより高めていかにやいけん課、それぞれがあるというふうに考えております。そういう中で考えれば、ほいじゃ新年度体制はどこの課に何人配置していこうとするのか、前はこれだけだったけど、やっぱりこの点では少なかったと、多かったと、それらが予算に反映されて、いわゆる翌年度の体制に移行していくというふうに考えております。

ですから、皆さん方執行部が、いわゆる新年度各課何人ごとの体制でいこうとするのか、まず御答弁をお願いしたいというふうに思います。

それと、2点目として管理職手当、これが268万9,000円減というふうになっております。当然この部分は管理職が減と、ほいで管理職の減の部分については後補充が余りないんじゃないかなという推定はつきます。実際はどうなのかということで、管理職数についても、いわゆる19年度何人、20年度何人体制でいきますという答弁をお願いしたいというふうに思います。

また、扶養手当等も実際的に人数等も既に押さえていると思いますので、報告を求めたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 職員の人数とそれが今回の予算の中にどういうふうに反映されているかということでございますが、実は今回行政改革推進本部で、ある程度の機構改革を含めた行革等、先般最終の本会議をやったところでございますが、そのうち、さらにまた一般の委員さんを含めた審議会もでございます。ということを経まして、最終的な平成20年度の機構改革も含めた行革の結果を反映したいと思っておりますが、ただ、予算につきましては既にもう昨年の11月ごろから予算のどういいますか、積み上げ計算からやっていくわけでございますので、そこまでまだ20年4月1日に人員配置がすべてこうなりますよということまでははっきり各職員にお示しができておりません。といいますと、それは今おる職員から退職者が出るところだけを引いてというぐらいのアバウトな形でなってくるのではないかと思います。

しかしながら、今年度末には大量な職員の退職が出る予定になっておりますし、だから、私たちの方では既に各課の職員配置の人数につきましてはいろいろ検討は進めております。

しかしながら、それが今回の当初予算に人数分ではっきり反映できておるかということになりますと、申しわけありませんが、毎年のことではあるんですが、毎年度の当初予算ではすべて4月1日の人数と全く同じということにはなっておりません。実は、また職員の異動につきましても、今ちょうど異動の検討をしておる最中でございますので、その中で、さらにまた職員の数が、例えば、一つの課に10人おったのが、ここが9人になるのか、11人なるのかということは、さらに今ちょうど人事行政班の方で中を詰めとるという最中でございますので、そこまではなかなかお示しができないということでございますので、御容赦をいただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 管理職手当の関係の御質問ございました。今手元に正式な資料を持っておりませんが、想定されるところから私が答弁させていただきますと、基本的に19年度から管理職手当、従来7%、6%、5%という管理職手当を支払っておりましたが、それをそれぞれ2ポイント落とした、いわゆる5%、4%、3%に落としたという経緯がございます。そのあたりが当初予算の比較でこのような金額に反映されているのではなからうかというふうに思っております。

それから、管理職手当を支給する人数のいわゆる差し引き関係でございますが、これについては20年度の4月以降については総合支所の次長が廃止されるということで今進んできておりますから、当然4人分の管理職手当分は削減されるであろうというふうに思っております。そのほかの管理職に相当する職員等については余り差はなからうというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 後から1件の部分、扶養手当の関係は答弁をいただくということで、実際的に再質問しておきたいというふうに思います。実際的に予算をいわゆるつくるとき

に、いわゆる出てくる数字というのは、基本的には毎年のように1月1日対比で予算上は議員の方へ示します。そういう中で、実際的に後、例えば、20日余りの中で配置体制がやっぱり今現でまだできてないという状況になれば、ちょっと非常に、例えば、私は予算と連動して答弁せえということではないんですよ。さっき副町長の方は、実際的には予算と連動して張りつけまではできないというのが今の答弁だったわけですよ。

ほいじゃが、実際的には、例えば、今総務部長が答弁されたように、1人は確実に減になるのが各、いわゆる総合支所部門ということで1人減になるわけよね。それで、あわせてやっぱり課について私は予算連動で答弁を求めちよるんじやなしに、実際的に新年度からの職員の配属について何課が何人、いわゆる何課が何人というのは基本的には私はこの議会の中で答弁できるんじやないかというふうに考えちよるわけですよ。その辺で、今現できてないとすれば、ちょっと逆にどういう体制でいくんという率直な質問になるわけですよ。ぜひ答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 人数配分の関係でございますが、今回の20年度の当初予算につきましての人員配置の関係については、先ほど副町長が申し上げましたとおり、昨年11月、12月の人員ということでございます。

それと、あわせて19年度中に退職する職員、当然定年退職者と途中退職者等がございます。本年度当初は、19年度の当初は定年退職者が17名の予定でございました。最終的には町長が当初予算の説明の段階で職員が大幅に退職されるということの中で、トータル的に途中退職がこの3月末で合計8名でございます。そうなると差し引き、17名と8名をプラスしまして25名の退職と、19年度の当初予算は一般職で361名を想定しておりました。それが20年度については実質336名であります。

ところが、途中退職という職員が今月になって退職届を出してきておるといふ職員もおります。そうなりますと、当然当初予算に反映できていないというのが事実であります。

それから、あわせてそれぞれの課の配置の人数に応じてということでございますが、御承知のとおり、予算的には、例えば、議会の科目でいきますと、議会事務局職員、5人おりますよというの明らかでございます。それとか、戸籍の関係については5人の職員が配置されておるといふのも明らかです。

しかしながら、内容によって、例えば、具体的に申し上げますと、農林関係で申し上げますと、農業委員会の部門に、例えば、この数字でいきますと6人、農業総務で7人、農地関係で5人ということで、農林課だけでもこれだけの3つの部門に分かれて予算科目を出しているという状況でございます。



したがって、今回20年度の当初予算で人数をはじいておりますのは、当初19年度と比較して途中退職、あるいは定年退職、その職員がどこに所属していたかということで、差し引いた数字を基本として、この当初予算に掲げております。

したがって、きのうも御説明しましたけども、4月1日の人事異動、あるいは12月に毎年行われる人事院勧告等々で職員の調整も含まれます、給与の調整も含まれますという御答弁申し上げましたので、そのあたりで御理解をいただいたらと思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 要するに、この段になっても、まだ職員の配置の数が決まっちゃうのかということですが、実は大枠では決まっております。既にそれは、当然総務課の人事行政班というのはそれが仕事でございますから、当然その各課の職員の4月1日以降の張りつけの人数というのはちゃんと検討されております。まだそういうのは発表できんのかと言うから、先ほど部長が申しあげましたように、実は2月になって、さらにまた退職者が出てくるというふうな状況もございますので、確定的な数字は申し上げられませんが、それは当然新年度の、例えば、事業課であれば新年度の事業量に応じて職員数は当然増減するものだと思っておりますし、当然事業が膨らむと、または減るとことというようなことは当然あるわけでございますから、それに応じてから検討は進めております。

ただ、ここでまだ各課各班の人数を発表するということまではいっておりません。だから、予算書に計上されておる職員数とは若干異なってくるということはお許しをいただきたいと思えます。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 扶養手当の関係でございますが、ちょっとしばらく時間をいただいたらと思います。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 確かに今ほど、いわゆる退職の動向が複雑な状況はないというふうに私は思うております。といたしますのが、やっぱりその職場その職場によっていろいろあるし、いろんな労働条件の変更等にも起こってくる一つの退職の要件になってくるという、いろいろな加味されて、いろんな退職形態が生まれてくるが、実際的には私はやっぱりある意味予算論議の中には、翌年度の基本的には組織機構について大体どこの課には何人振り分ける予定であるというのは、本来なら行政報告でやっても、私は不思議がない部分だという私自身は認識しております。それできる、できんはあるかもわかりませんが、意欲として新年度予算を組む議会に提案するとき、少なくとも新年度予算にこういう方向で組織機構いきたいというぐらひは、やっぱり議会と執行部のあり方としてはある程度詰めていっておる、それを平たい言葉でいいです

から、きちっと議会に報告していただきたいというのは議会側の持ちよる私は権能の中の質疑権の中の一つではないかというふうに考えております。ぜひ、3回目ですから終わりますが、今後本当に執行部と議会が信頼関係をつくるなら、翌年度予算を議論するときにはやはりある意味で組織機構の方向性についてはできるだけ行政報告、もしくは何かの格好で、議会最終日まででもいいですから、ぜひとも反映できるようにお願いしておきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） そこその段階で、機構改革のことにつきましては行政報告をさせていただいておるとしております。それと、今回も議案第24号で行政組織条例の一部改正につきましてもちゃんと御議決を賜ってるということでございますので、そこそこではちゃんと報告しておるというふうにしております。

議長（新山 玄雄君） 3回ですね。ほかに質疑は。田中議員。

議員（22番 田中隆太郎君） 先ほど教育次長さんの答弁では星野記念館のお客様を宮本文化交流センターの方に呼び込む考えはなかったという御答弁でございましたが、文化交流センター管理運営経費の中に報酬で、宮本常一記念事業策定審議委員会委員、周防大島文化交流センター運営協議会委員で報酬が計上されておりますが、その両方の委員会でもそういう意見は出なかったのかどうかをお聞きしたいと。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 星野ワールド実行委員会というのがございまして、2年ぐらい前からいろいろ中身も詰めてまいりました。その段階で、星野記念館と文化交流センター、隣接しておるから共通券を出したらどうだろうかということの協議もありました。最終的に、星野哲郎記念館と、いわゆる文化交流センター、多少性格が違うんじゃないかと、むしろ共通券を出すことによって、言い方が悪いかもわかりませんが、見たくもないところの券を買わされたとかいうようなことがあったときには大変観覧される方には御迷惑だろうということで、共通券をどうするかという意見は確かにございましたが、最終的にはそれぞれの館で、いわゆる入場券を発行しようじゃないかというような方向性になったというふうに私は記憶しております。

議長（新山 玄雄君） 田中議員。

議員（22番 田中隆太郎君） 星野ワールドの方では検討をしたと、教育委員会の方では、へじゃけえ宮本常一の方では、文化交流センターの方ではしなかったということですね、教育次長さん。

それから、ちょっと今の答弁で不思議に思ったんですけど、選ぶのは来るお客さんであって、こっちが勝手に考えんでもええんじゃないかと思うんですよ。町長の所信表明で、前例踏襲主義

を脱却し、より創造的にということもうたわれております。

だから、一応可能性があることは星野ワールドの委員会から出たら、課が違うからお話し合いがなかったかもわからないのです。文化交流センターも宮本常一先生のお仕事も大変多くの人に知ってもらいたい事業だろうと私は思っております。

だから、1人でも、先ほど小田議員からもお話がありました、たとえ100円でもいいから、みんなに来てもらった方がいいんじゃないかと思うんです。両方の課が違うからお話し合いがなかったかもしれんけど、その点は話し合いがあったのかどうか、お答え願いたいと。

議長（新山 玄雄君） 田中議員。

議員（22番 田中隆太郎君） 宮本常一記念事業審議策定委員会と周防大島文化交流センター運営協議会委員で、星野ワールドではあったけど、こっちの委員会は報酬は去年も出ちょっとと思うんです。本当にこっちの委員会では出なかったのかどうか、お答えいただいておりますので。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 宮本常一記念事業策定委員会というのは東京でやるわけですが、その中ではそういったことは話されたというのは聞いておりますが、実際に星野記念館と、先ほどのような と教育委員会再度で両方が集まって密にしたということはないという御答弁でさせていただきますというように思っております。

議長（新山 玄雄君） ええですかね。 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

以上で一般会計の質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。45分まで休憩いたします。

午前10時29分休憩

.....  
午前10時47分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。

先ほど総務部長からあったんですが、広田議員の質疑に対して答弁をさせます。村田総務部長。総務部長（村田 雅典君） 先ほどの質問でございます。1点ほど、総合支所の次長が4人減るから管理職確実に減るよというお話をしましたが、確認をしたところ予算書上では19年度と20年度の比較ということで、現在、管理職手当を受給しておる職員の増減からしますと、人事の配置をしていないために最終的には38名から28名ということで、当面10名の減ということで予算計上をしておるといふことでございます。

それから、私が管理職手当として2ポイント下げているよというお話をしましたが、これは18年度からの間違いでございますので、このたびの予算には反映されていないということで御容赦いただきたいと思います。

それと、もう一点の扶養手当の支給されておる職員の関係でございますが、平成19年度予算が216名、平成20年度予算が204名、これは実質の職員に対する人数でございます、被扶養者が何人いるかということになると大変な積み上げになるので、これはちょっと御勘弁いただきたいということでございました。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） それでは、移ります。

日程第2．議案第2号

日程第3．議案第3号

日程第4．議案第4号

日程第5．議案第5号

日程第6．議案第6号

日程第7．議案第7号

日程第8．議案第8号

日程第9．議案第9号

日程第10．議案第10号

日程第11．議案第11号

議長（新山 玄雄君） 日程第2、議案第2号平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算から、日程第11、議案第11号平成20年度周防大島町公営企業局企業会計予算までの10議案の補足説明を求めます。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） それでは、議案第2号平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算につきまして補足説明を行います。

特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

まず初めに、国民健康保険法の一部改正等の施行による平成20年4月からの改正につきまして若干説明をさせていただきます。

国民健康保険の加入者は75歳未満の方になります。75歳になると、新たに後期高齢者医療制度に加入することになります。保険税については、医療給付費、介護納付金及び後期高齢者支援金賦課額の合算額となり、新たに65歳以上の特別徴収が実施されます。

また、後期高齢者医療制度の創設で負担増となる被保険者には軽減措置が講じられます。

70歳以上75歳未満被保険者の一部負担を20年4月から1年間1割負担に据え置き、その財源は国が負担いたします。退職者医療制度は廃止されますが、経過措置として平成26年度までの間における65歳未満の退職被保険者等が65歳に達するまで存続します。

このため、前期高齢者の退職被保険者が一般被保険者となることから、保険者間の財政調整として前期高齢者の全国平均加入率12%を基準に下回る保険者は調整金を拠出し、上回る保険者は調整金の交付を受けることとなり、周防大島町は加入率が高いことから、交付金を受けることとなります。平成20年4月から高齢者医療に関する法律により、医療保険者はメタボリックシンドロームの早期発見を目的とした特定健康診査を行い、健康診査でメタボリックシンドローム、あるいはその予備軍とされた人に対して特定保健指導の実施が義務づけられました。

このため、周防大島町も40歳から74歳の国保加入者に対して健康診査、保健指導を実施いたします。健康診査はこれまでの基本健康診査と同様、町内の医療機関へ委託し、保健指導は町の保健師等が行います。この事業の財源は、国、県と保険税で賄われ、自己負担金は1,500円といたしました。今後啓発に努め、受診率を向上させることで生活習慣病患者を減少させ、医療費の抑制に努めてまいります。

以上が主な改正であります。

それでは、本文で、第1条の歳入歳出予算では歳入歳出予算の総額を32億708万9,000円と定めるものです。対前年度比3億7,208万4,000円、10.4%の減となっております。

第2条の歳出予算の流用では、保険給付費の同一款内での流用ができることを定めるものです。

それでは、詳しくは事項別明細書で説明いたします。事項別明細書3ページをお願いいたします。

歳入であります。

1款の国民健康保険税は4億9,939万4,000円を計上し、対前年度比3億3,961万2,000円、40.5%の減となっております。75歳以上の方が後期高齢者医療制度へ移行したことに伴う減額であり、医療給付費後期高齢者支援分及び介護納付金賦課額として過去の被保険者数の推移及び経済状況を見込み計上しております。

4ページになります。3款の国庫支出金1項の国庫負担金では4億1,763万9,000円を計上しております。1目の療養給付費負担金は、医療費の34%に相当し、2目の高額医療費共同事業負担金は、高額医療費拠出金の25%に相当、3目の特定健康診査等負担金は、特定健康診査基準額の3分の1に相当するものです。5ページをお願いします。2項の国庫補助金は、市町村財政の負担能力を考慮いたしまして、療養給付費負担金の不均衡を調整するための財政調整交付金2億5,556万3,000円を計上しております。

4款の療養給付費等交付金は、退職被保険者の療養給付費について社会保険診療報酬支払い基

金から交付されるもので1億4,702万6,000円の計上であります。

5 款の前期高齢者交付金は、前期高齢者の退職医療制度の廃止に伴い、保険者間の財政調整として交付されるもので11億4,083万3,000円を計上いたしました。

6 ページになります。6 款の県支出金1項の県負担金は国庫負担金と同様に、高額医療費拠出金の25%相当として1,339万8,000円、特定健康診査基準額の3分の1相当として189万5,000円を計上しております。2項の県補助金は医療費の6%及び普通調整交付金の1%に相当する財政調整交付金7,708万3,000円を計上しております。

7 款の共同事業交付金は3億9,584万4,000円の計上であります。1目の高額医療費共同事業交付金は、1件当たりの医療費の額が80万円を超える高額医療費に対し国民健康保険団体連合会から交付されるもので4,567万7,000円、2目の保険財政共同安定化事業交付金は、1件当たりの医療費の額が30万円を超える高額医療費に対し交付されるもので3億5,016万7,000円を計上しております。

次に、7 ページをお願いいたします。9 款の繰入金は2億5,463万7,000円の計上で、対前年度比1億3,531万5,000円の減となっております。一般会計からの繰入金として保険基盤安定事業繰入金、保険税軽減分ですが、国保税の7割、5割、2割軽減に対するものとして5,767万1,000円、保険基盤安定事業繰入金、保険者支援分については、これは保険税軽減の対象となった一般被保険者数の平均保険税の一定割合を公費で補てんするもので、低所得者を多く抱える市町村を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減するものとして1,754万1,000円、職員給与費等繰入金として7,382万2,000円、出産育児一時金等繰入金として700万円、財政安定化支援事業繰入金、これは国保財政の健全化、税負担の平準化を目的とする交付金で、普通交付税に算入される額として8,294万7,000円、その他一般会計繰入金は国保負担軽減対策、これは単県事業の福祉医療費助成事業に対するもので1,565万6,000円を計上しております。

次に、11 ページをお願いいたします。歳出であります。

1 款の総務費は、職員人件費や事務経費、賦課徴収経費として7,377万8,000円を計上しております。

14 ページをお願いいたします。2 款の保険給付費は、これまでの医療費等の推移により21億7,878万円の計上で、対前年度比1億2,842万5,000円の減となっております。1項療養諸費は、前期高齢者の退職被保険者が一般被保険者となることから、一般被保険者療養給付費として18億円、退職被保険者等療養給付費として1億4,325万6,000円、一般被保険者療養費として500万円、退職被保険者等療養費として100万円、審査支払い手数料として732万4,000円。15 ページになりますが、2項の高額療養費は2億650万円。

16ページになります。4項の出産育児諸費は30人分1,050万円、5項の葬祭諸費は後期高齢者医療との均衡を図るため5万円とし、100人分500万円を計上しております。

3款の後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療への支援金として2億8,216万6,000円を計上いたしました。

17ページになります。4款の前期高齢者納付金等は、算定基準に基づく事務費として65万7,000円の計上であります。

5款の老人保健拠出金は8,626万9,000円の計上で、対前年度比5億885万9,000円の減となっております。これは老人保健制度の廃止に伴い、平成20年3月診療分と精算分の計上のためであります。

18ページになります。6款の介護納付金は1億2,941万円の計上で、対前年度比1,581万3,000円の減となっております。これは国の算定による減額であります。

7款の共同事業拠出金は、高額な医療費が発生した市町村に国保連合会から交付する細保険事業に対する拠出金として4億376万2,000円の計上であります。歳入でも説明いたしましたが、高額医療費拠出金5,359万3,000円は、1件当たりの医療費の額が80万円を超えるものを基準として交付されるもので、19ページになります。保険財政共同安定化事業拠出金3億5,016万7,000円は、1件当たりの医療費の額が30万円を超えるものを基準に交付されるもので、この財源として県内市町が国保連合会に拠出するものであります。この事業は保険者の財政安定を図るとともに、保険税の平準化を進め、市町村国保が県単位の方角へ広域化する第一歩になるとの位置づけであります。

次に、8款の保健事業費1項の特定健康診査等事業費は、国保被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に要する経費として1,149万6,000円を計上し、健診受診者1,420人、受診率22%を見込んでおります。20ページになります。2項の保健事業費は職員人件費、しまとびあスカイセンターでの保健事業及び管理費等で2,424万4,000円の計上であります。

23ページになります。11款の繰り出し金は、公営企業局企業会計へ特別調整交付金の繰り出し金として958万7,000円。

12款の予備費として500万円を計上しております。

以上が平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算の説明であります。

続きまして、予算書の7ページをお願いいたします。

議案第3号平成20年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして補足説明を行います。

新しい制度でありますので、最初に、内容、仕組み等の説明を申し上げます。

我が国は、国民皆保険のもと、だれもが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、

世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。

しかしながら、今日、急速な少子高齢化等の大きな環境変化に直面しており、今後も国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能のものとしていくためには、超高齢社会を展望した制度体系の見直しが急務であることから、平成18年6月に「健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、平成20年度から、「老人保健法」は「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められることとなり、新たに75歳以上の後期高齢者を対象とする後期高齢者医療制度が創設されることとなりました。

運営主体は都道府県単位で、すべての市町村が加入する広域連合のため、山口県においては県内すべての市町が加入する山口県後期高齢者医療広域連合を平成19年2月1日に設立し、準備を進めてまいりました。

被保険者は、県内に住所を有する75歳以上の方及び65歳から74歳で一定の障害の認定を受けた方になります。

財源構成は、公費5割で、この内訳は、国4、都道府県1、市町村1、各医療保険からの拠出金である後期高齢者支援金4割、高齢者の保険料1割となります。自己負担は、これまでの老人保健制度と同様1割で、一定以上の所得を有する方は3割となります。

次に、山口県後期高齢者医療広域連合で決定された内容を申し上げます。

保険料の算定につきましては、2年間の保険料率を決定することとなります。そのためには20年度と21年度の2カ年の被保険者数及び医療給付費の見込みを算出する必要があり、被保険者数については、20年度は約21万人、21年度は約21万5,000人と見込み、医療給付費については、医療給付費の伸びを20年度は対18年度比で7.84%、21年度は対前年度比で6.81%を見込んでおります。

また、1人当たりの医療給付費は、20年度を約89万円、21年度を約93万2,000円と見込み、給付費総額は20年度を約1,871億円、21年度を約1,999億円と推計いたしました。

その結果、保険料算定の基礎となる費用見込み額は3,755億8,859万円で、収入見込みの3,370億5,291万円を控除した額を保険料収納率99.92%とすると、2カ年の賦課総額は385億6,653万円となります。この賦課総額をもとに算出した保険料率は、均等割額が4万7,272円、所得割率が8.71%となります。

なお、1人当たりの平均保険料は年額9万793円であり、軽減後で算出した1人当たりの平均保険料は年額7万5,796円となります。

次に、保険料の賦課方法は均等割と所得割の2方式で、被保険者個人単位で賦課されます。均等割総額と所得割総額の賦課割合が52対48で、保険料率は県内均一であり、賦課限度額は



50万円となります。

なお、保険料は原則年金から天引きされます。

次に、保険料の軽減につきましては、まず、低所得者に係る減額については所得に応じて7割、5割、2割の均等割の軽減措置があり、対象者数は約10万8,000人で、全被保険者の約50%強に当たります。

被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る減額については、資格取得後2年間均等割額の5割分を減額し、所得割額は賦課しないという制度であります。ただし、平成20年度に限り特例といたしまして、4月から9月までの半年分の保険料は凍結し、10月から翌年3月分までの半年分の保険料は9割減額することになっております。

次に、被保険者が死亡したときに、その者の葬祭を行う者に対し支給する葬祭費は5万円としております。

次に、保健事業につきましては、健康診査を行うこととしており、実施方法については、実施主体を広域連合とし、市町への委託を含めて実施し、財源については、保険料、国庫補助金、受益者負担とし、受益者負担額は定額500円としております。

なお、市町の事務は、被保険者証の引き渡しや申請書の受け付け等の窓口業務と保険料徴収を行います。

以上が制度の概要であります。

それでは、予算書の7ページです。

本文で、第1条の歳入歳出予算では歳入歳出予算の総額を4億9,366万8,000円と定めるものです。

それでは、事項別明細書の35ページをお願いいたします。

歳入であります。

1款の後期高齢者医療保険料は3億4,209万1,000円の計上であります。広域連合の算定に基づき、1目の特別徴収保険料は収納率100%で3億2,052万3,000円、2目の普通徴収保険料は収納率99.4%で2,156万8,000円と見込んでおります。

3款の繰入金は1億5,157万4,000円の計上であります。一般会計からの繰入金で、1目の事務費繰入金は、広域連合事務費分、職員人件費及び事務経費で2,755万3,000円、2目の保険基盤安定繰入金は、7割、5割、2割の保険料軽減分としての1億2,402万1,000円であります。

次に、37ページをお願いいたします。歳出であります。

1款の総務費は、職員人件費や事務経費、賦課徴収経費として1,833万6,000円を計上しております。

38ページをお願いいたします。2款の後期高齢者医療広域連合納付金は4億7,533万1,000円の計上であります。広域連合事務費として921万8,000円、保険基盤安定負担金で1億2,402万1,000円、歳入と同額の保険料分3億4,209万1,000円であります。

以上が平成20年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算の説明であります。

続きまして、予算書の11ページをお願いいたします。

議案第4号平成20年度周防大島町老人保健事業特別会計予算につきまして補足説明を行います。

平成20年4月からの後期高齢者医療制度の創設に伴い、老人保健制度は、20年3月診療分で制度が終了いたします。このため、平成20年度予算は、20年3月の1カ月分と請求おくれ等を計上いたします。

なお、請求おくれの対応として、平成22年3月までは老人保健制度での医療給付を継続することとなっております。

それでは、本文で、第1条の歳入歳出予算では歳入歳出予算の総額を6億2,041万8,000円と定めるものです。対前年度比41億2,962万5,000円、86.9%の減となっております。

それでは、事項別明細書の51ページをお願いいたします。

歳入であります。

1款の支払い基金交付金は、老人医療給付費に対する社会保険診療報酬支払い基金からの法定負担50%分の医療費交付金3億850万1,000円、審査支払い手数料交付金241万4,000円の計上であります。

2款の国庫支出金は、医療に要する費用のうち、国の法定負担分12分の4で2億566万6,000円の計上であります。

3款の県支出金は、医療に要する費用のうち、県の法定負担分12分の1で5,141万8,000円の計上であります。

52ページをお願いいたします。4款の繰入金は、医療に要する費用のうち、周防大島町の法定負担分12分の1を一般会計から繰り入れるもので5,141万7,000円の計上であります。

次に、53ページをお願いいたします。歳出であります。

1款の医療諸費1目の医療給付費は、3月診療分4億円、請求おくれ分2億円で6億円を計上し、2目の補装具や柔道整復等の医療費支給費で1,800万円、3目の国保連合会等での審査支払い手数料で241万3,000円を計上しております。

以上が平成20年度周防大島町老人保健事業特別会計予算の補足説明であります。

続いて、予算書の15ページをお願いいたします。

議案第5号平成20年度周防大島町介護保険事業特別会計予算につきまして補足説明を行います。

それでは、本文で、第1条の歳入歳出予算では歳入歳出予算の総額を29億9,052万6,000円と定めるものです。対前年度比3,269万円、1.1%の増となっております。

第2条の歳出予算の流用では、保険給付費の同一款内での流用ができることを定めるものです。それでは、事項別明細書、57ページをお願いいたします。

歳入であります。

1款の保険料は3億5,383万1,000円の計上で、対前年度比28万5,000円、0.1%の増となっております。現年度分の特別徴収保険料は収納率100%で3億3,378万7,000円、現年度分の普通徴収保険料は収納率93.9%で1,914万4,000円及び滞納繰越金分保険料90万円を計上しております。

次、3款の国庫支出金1項の国庫負担金は、介護保険は財源負担の50%を公費負担としており、介護給付費に係る国の法定負担分として居宅給付費の20%、施設等給付費の15%として4億8,022万5,000円を計上しております。58ページになります。2項の国庫補助金は、全国の保険者の保険給付費総額の5%に相当する額を所得水準や後期高齢者比率により、介護保険財政を調整するための調整交付金2億8,830万4,000円、地域支援事業の介護予防事業費の25%及び包括的支援事業・任意事業費の40.5%の地域支援事業交付金2,249万7,000円を計上しております。

4款の支払い基金交付金は8億7,374万1,000円の計上で、対前年度比716万7,000円の増となっております。第2号被保険者が医療保険の中で負担している介護保険料が社会保険診療報酬支払い基金に納付された後、政令で定める基準に基づき交付される介護給付費交付金8億6,686万9,000円、地域支援事業の介護予防事業費の31%の地域支援事業交付金687万2,000円を計上しております。

5款の県支出金は4億3,984万2,000円の計上で、対前年度比603万6,000円の増となっております。1項の県負担金1目の介護給付費負担金は、介護給付費に係る県の法定負担分として居宅給付費の12.5%、施設等給付費の17.5%の4億2,859万4,000円、2項の県補助金1目の地域支援事業交付金は、地域支援事業の介護予防事業の12.5%及び包括的支援事業・任意事業費の20.25%の1,124万8,000円を計上しております。

59ページをお願いいたします。7款の繰入金は5億1,674万5,000円を計上し、対前年度比999万1,000円の増となっております。1項の他会計繰入金は、介護給付費繰入金として3億4,954万4,000円、地域支援事業繰入金として1,124万8,000円、その

他一般会計繰入金は、職員給与費や事務費、介護認定審査会経費として1億1,212万7,000円を計上しております。60ページになります。2目の基金繰入金は、介護給付費準備基金のうち4,382万6,000円を取り崩し、介護給付費に充てるため繰り入れるものであります。

9款の諸収入は1,429万9,000円の計上で、介護予防サービス計画費の作成料が主なものであります。

次に、61ページをお願いいたします。歳出であります。

1款の総務費1項の総務管理費は、職員人件費や一般管理費として6,052万7,000円。62ページになりますが、2項の徴収費は保険料徴収関係の経費として230万3,000円。63ページになります。3項の介護認定審査会費は、介護認定審査会関係の経費として3,583万2,000円を計上しております。

次に、64ページになります。2款の保険給付費は27億9,635万7,000円の計上で、対前年度比1,006万8,000円の増となっております。1項のサービス諸費では、介護サービス等給付費は要介護認定者のサービス給付費として24億4,865万2,000円、介護予防サービス等給付費は要支援認定者のサービス給付費として1億2,870万1,000円を計上しております。65ページになります。2項のその他諸費は審査支払い手数料で355万5,000円、3項の高額サービス費は6,005万1,000円を計上しております。4項の特定入所者サービス費は、保険給付対象外となった食費、居住費の低所得者に対する補足給付として1億5,539万8,000円を計上しております。

66ページになります。3款の財政安定化基金拠出金は266万1,000円、対前年度と同額であり、介護保険事業計画の中で算定される保険給付費0.1%の拠出金であります。

次に、67ページをお願いいたします。5款の地域支援事業は8,243万9,000円の計上で、対前年度比1,127万1,000円の増となっております。1項の介護予防事業2,768万9,000円については、まず、1目介護予防特定高齢者施策事業は、介護予防上の支援が必要と認められる虚弱高齢者を対象に運動器の機能向上、栄養改善、閉じこもり予防、認知症予防、うつ予防などを推進する事業であります。特定高齢者を把握する手段として、これまでは基本健診時に生活機能評価を実施していましたが、制度改正に伴い介護保険事業者が実施することとなったことから、生活機能評価委託料として1,141万2,000円を新たに計上いたしました。68ページになります。2目の介護予防一般高齢者施策事業は、すべての高齢者を対象に介護予防に対する知識の普及啓発を推進するものであります。69ページになります。2項の包括的支援事業・任意事業5,475万円については、まず、1目包括的支援事業は、要支援、要介護になるおそれのある高齢者を対象に、できる限り要支援状態へ移行することを防ぐことを目的に、

介護予防マネジメントや総合的な相談支援を実施するものであり、2目任意事業は、在宅の要介護者を介護している家族等の精神的、経済的な負担の軽減を図るための家族介護支援や生きがいと健康づくり等を行う事業であり、70ページになります。3目の地域包括支援センター運営事業は、これらの介護予防サービスを提供するため設置する地域包括支援センター運営費であり、地域包括支援センターは、町の直営として社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等を配置し、介護予防の円滑かつ適正な運営に引き続き努めているところであります。

71ページになります。6款の介護予防支援事業は1,027万円で、地域包括支援センターでのケアプラン作成業務等の経費であります。

以上が議案平成20年度周防大島町介護保険事業特別会計予算の補足説明であります。

私からは以上であります。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） それでは、私から議案第6号平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算から議案第9号平成20年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算まで、環境生活部所管の4議案につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、議案第6号平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について御説明いたします。

特別会計予算書の21ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出の総額を9億7,788万9,000円と定めております。

その概要につきまして事項別明細書により説明させていただきます。

まず、歳入についてでございますが、事項別明細の83ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金では、新規加入者を110件と見込み、加入者負担金として257万円を計上いたしました。

2款使用料及び手数料1項給水使用料は4億3,682万5,000円の計上であります。先日の補正予算の補足説明でも申し上げましたような状況下を考慮いたしまして、対前年比2.44%、1,094万5,000円の減額計上でございます。84ページの2項手数料につきましては、諸証明手数料、業者指定手数料、開閉栓手数料を合わせ64万1,000円を計上いたしております。

3款繰入金においては、一般会計から5億3,785万円を繰り入れることとし、予算を調整いたしております。

87ページをお願いいたします。歳出についてでございますが、1款簡易水道費1項事務費1目総務費は1億1,844万1,000円の計上でございます。職員人件費9,008万円は職員10名分の給料等でございます。総務一般経費の2,836万1,000円につきましては、水

道施設に係る借地料168万2,000円と消費税として2,400万円の計上がその主なものでございます。88ページにかけての2項事業費1目維持管理費につきましての維持管理経費は、広域水道企業団からの受水費が3億7,780万8,000円となっております。平成19年度がうるう年でありました関係で、その分減額となっております。委託料につきましては、電気計装の保守点検、水質検査、水道施設の監視点検、メーター計器検針が主なものでございます。

90ページの2款公債費については、元金3億80万3,000円、利子1億200万円、合わせ4億280万3,000円の計上でございます。

91ページは還付金30万円、予備費50万円を計上いたしております。

以上が議案第6号平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算についての概要でございます。

次に、議案第7号平成20年度周防大島町下水道事業特別会計予算について御説明させていただきます。

特別会計予算書の25ページからになります。

第1条により、歳入歳出予算の総額を5億1,381万5,000円といたしております。

第2条地方債については、29ページの第2表のとおり、限度額を1億9,540万円とするほか、目的、方法、利率、償還の方法について定めておるところでございます。

それでは、事項別明細書によりその主なものについて説明させていただきます。事項別明細の105ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金は、公共下水事業分担金として、現年度分662万円、滞納繰越分8万円、合わせて670万円を計上いたしたところでございます。

2款は使用料及び手数料であります。現年度分公共下水道使用料5,341万1,000円、滞納分25万円の計上ですが、工事進捗による供用開始及び料金改正により、平成19年度対比でございますが34.6%、1,378万9,000円の増を見込んだところでございます。

106ページになりますが、3款国庫支出金1項国庫補助金は8,000万円を予定いたしております。

4款繰入金では1億7,656万4,000円を一般会計から繰り入れることといたしたところでございます。

5款諸収入は、雑入1,000円、消費税還付金130万1,000円を見込んでおるところでございます。

107ページの6款町債は、下水道事業債1億3,640万円、過疎対策事業債5,900万円を予定しておりますが、このうち平準化債は7,720万円でございます。

109ページになりますが、ここから歳出になりますが、歳出では、1款公共下水費1項事務

費 1 目総務管理費は、人件費が主なもので 6,447 万 7,000 円の計上でございます。  
110 ページの 2 項事業費 1 目維持管理費は、安下庄地区及び片添地区の公共下水道維持管理費として 6,071 万 5,000 円の計上でございます。111 ページの光熱水費 1,185 万 6,000 円、処理施設維持管理委託料 2,555 万 7,000 円、汚泥処理委託料 575 万円等がその主なものでございます。112 ページの 2 目公共下水事業費につきましてですが、安下庄地区公共下水道事業費は 2 億 266 万 7,000 円の計上でありましたが、庄南工区のほかの工事請負費 1 億 8,970 万円がその主なものでございます。

次に、113 ページの 2 款公債費は、元金 1 億 3,177 万 2,000 円、利子 4,022 万 4,000 円、合わせて 1 億 7,199 万 6,000 円を計上いたしております。

以上が議案第 7 号平成 20 年度周防大島町下水道事業特別会計予算の概要でございます。

続きまして、議案第 8 号平成 20 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

特別会計予算書の 31 ページをお願いいたします。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額を 3 億 9,217 万 8,000 円と定めております。

第 2 条は、35 ページの第 2 表のとおり、地方債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

それでは、事項別明細書の 127 ページをお願いいたします。

歳入の 1 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目農業集落排水事業費分担金では、日良居、和田地区分の 504 万 6,000 円の計上であります。

2 款使用料及び手数料のうち、使用料では農業集落排水使用料現年度分 3,340 万 1,000 円、過年度分 2 万円の計上でございます。沖浦東、津海木地区の供用開始、また、和田、日良居地区等の接続見込み及び料金改正に伴う増加分を見込んで、対前年比 38.3%、1,279 万 1,000 円の増額計上でございます。

128 ページになりますが、3 款県補助金は、秋地区の事業に対する県補助金として 7,860 万円を計上いたしております。

4 款繰入金は、一般会計からの繰入金で 1 億 6,252 万 7,000 円の計上でございます。

129 ページの 6 款町債におきましては、下水道事業債で平準化債 4,010 万円含め 7,640 万円、過疎対策事業債 3,620 万円を予定いたしております。

131 ページをお願いいたします。歳出になりますが、1 款農業集落排水費 1 項総務管理費 1 目総務管理費は、人件費が主なもので 1,686 万 9,000 円の計上でございます。132 ページの 2 項事業費 1 目維持管理費は 8,616 万円の計上でありましたが、沖浦東地区及び津海木地区の供用開始に伴い 1,151 万 2,000 円の増となっております。役務費の手数料

につきましては、汚泥処理に伴う経費 996 万円の計上でございます。施設管理業務委託料 4,271 万 2,000 円、下水道台帳作成委託費 104 万円、水質検査委託料 388 万 2,000 円、汚泥処理に伴いますピット清掃 178 万 5,000 円、管渠施設清掃費 200 万円等がその主なものでございます。133 から 4 ページにかけてになりますが、2 目農業集落排水事業費は 1 億 5,727 万 1,000 円の計上であります。人件費を除き、秋地区の事業費 1 億 4,600 万円を計上し、事業の推進を図るものでございます。

135 ページの 2 款は公債費でございますが、元金 9,029 万円、利子 4,103 万 8,000 円、合わせまして 1 億 3,132 万 8,000 円の計上でございます。

3 款予備費については 50 万円を計上させていただいております。

以上が議案第 8 号平成 20 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算の概要でございます。引き続きまして、議案第 9 号平成 20 年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

特別会計予算書の 37 ページをお願いいたします。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額を 4,430 万円と定め、第 2 条において、41 ページの第 2 表のとおり、地方債について定めさせていただいております。

事項別明細書で説明させていただきますが、149 ページをお願いいたします。

まず、歳入におきましては、1 款分担金及び負担金において、現年度分として 2 万 1,000 円を計上いたしております。

2 款使用料及び手数料は、漁業集落排水使用料として 342 万 2,000 円を見込んだところでございます。

150 ページの 3 款繰入金につきましては、2,095 万 5,000 円を一般会計から繰り入れることとしております。

5 款町債におきましては、下水道事業債 1,000 万円及び辺地対策事業債を 990 万円予定いたしております。

歳出については 151 ページからになります。

1 款漁業集落排水費 1 項事業費 1 目維持管理費におきまして、電気料、修繕費、処理施設の維持管理業務委託量、汚泥処理委託料等を合わせ 1,434 万 8,000 円を計上いたしております。2 目漁業集落排水事業費は 2,015 万円を計上して、マンホールポンプ 4 基の更新を行う予定といたしたところでございます。

152 ページの 2 款公債費は、元金 530 万 7,000 円、利子 419 万 5,000 円、合わせ 950 万 2,000 円の計上でございます。

3 款予備費につきましては 30 万円を計上いたしております。



以上、議案第9号平成20年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算の概要説明をもちまして、私の補足説明を終わらせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは、議案第10号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計予算について補足説明をいたします。

特別会計予算書の43ページをお開き願います。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を7,656万5,000円と定めております。

それでは、事項別明細書157ページをお開き願います。

1款の使用料及び手数料1項使用料は、前島航路78万6,000円、情島航路581万2,000円、浮島航路937万1,000円と見込み、合わせて1,596万9,000円の計上であります。2項の手数料は、手荷物等の手数料であります。3航路を合せまして338万8,000円を計上しております。

次に、158ページになりますが、2款国庫支出金、これにつきましてはそれぞれの航路にかかります国庫補助金といたしまして2,125万2,000円を計上いたしました。

3款の県支出金は、航路補助金といたしまして2,558万6,000円を計上しております。

4款繰入金は、一般会計から1,032万5,000円を繰り入れることとしております。繰越金は1,000円、雑入は4万4,000円の計上であります。

161ページをお開き願います。歳出であります。1款の事業費1項事務費は、職員人件費1名分と事務費を合わせ910万7,000円の計上であります。次に、162ページからの2項事業費につきましては、船員の人件費、燃料費など、1目前島航路運行費で1,843万8,000円、2目情島航路運行費で1,260万3,000円、3目浮島航路運行費で3,240万8,000円、合わせて6,344万9,000円を計上しております。

ページが飛びまして166ページとなります。2款の公債費であります。元利償還金を合わせまして380万9,000円の計上であります。予備費は、昨年と同額であります20万円を計上しております。

以上が議案第10号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計予算の概要であります。各特別会計の補足説明を申し上げましたけれども、慎重御審議をいただきまして、御議決いただきますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） 次に、議案第11号に移りますが、説明資料の一部に簡易な訂正がありますので、その訂正を求め、補足説明を求めます。河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） お手元の企業会計予算の42ページと43ページでございますので、資料にして配布をさせていただきます。2ページにわたりますので、ちょっとお時

間いただいて配布をさせていただきます。

御説明させていただきます。42ページにつきましては、下の方の段の平成19年1月1日現在の職員数の中、医療職給料表3というのが右より2段、2列目にございますが、この部分での数字の訂正ということになっております。

43ページの方につきましては、同じく医療職給料表3の級別の標準的な職務内容という中の構成が違っておりましたので、この2点、御訂正いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（新山 玄雄君） わかりました。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 43ページは全体的に6級、5級、4級における看護職の職務等級の部分です。6級が現在、東和、大島の看護長の職務、大島看護専門学校の職務というふうに6級における各看護長の職務内容を明確にして規定を変更しておりますので、この部分でございます。それに伴いまして20年1月1日現在の4級、5級の変動があったということでございます。（発言する者あり）6級、最終的には医療職給料表3の20年1月1日現在に6級が1名おりますし、5級が4名というふうに、前年度に比べて数字がふえてるというのは、こういう等級、（発言する者あり）はい。43ページの方の職務等級の変更によって勤務年数、その他よっての条項が変わったということです。

議長（新山 玄雄君） それでは、改めて補足説明を求めます。川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 議案第11号平成20年度周防大島町公営企業局企業会計予算について補足説明を申し上げます。

それでは、お手元の平成20年度周防大島町公営企業局企業会計予算書の1ページをお開きいただけますと思います。

この予算は、平成19年度の業務量及び事業収支の実績等を考慮し計上したものであります。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量について定めるもので、診療日数の減少等を加味し計上しております。

次に、3ページをお願いいたします。第3条は、収益的収入及び支出について定めるもので、業務の予定量に基づきまして収入を43億546万1,000円、支出を42億8,699万2,000円と見込んでおります。

次に、4ページをお願いいたします。第4条は、資本的収入及び支出について定めるもので、資本的収入を17億6,490万円、資本的支出を22億5,885万6,000円と見込んでおります。収入の企業債は、大島病院新築や各施設の器械備品整備のための病院事業債借入れを見込んだもので、支出金は大島病院新築の財源として予定しております合併特例債分の一般会計からの繰り入れを見込んだものであります。

次に、6ページをお願いいたします。第5条は、継続費について大島病院移転新築工事を定めております。

第6条は、企業債について定めるもので、病院事業債の借入限度額を13億4,360万円予定しております。

第7条は、一時借入金の限度額を10億円と定めております。

第8条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費を給与費22億8,658万1,000円、公債費240万円とするものであります。

第9条は、他会計からの補助金について定めるもので、一般会計から6億24万5,000円の繰り入れを予定しております。

第10条は、薬品や診療材料等の棚卸資産の購入限度額を9億5,785万8,000円とするものであります。

次に、8ページをお願いいたします。第11条は、重要な資産の取得及び処分について定めるもので、2品目上げております。附属資料といたしまして9ページ以降に予算に関する説明書を添付してございます。

なお、当年度純利益は50ページの平成20年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表のとおり3,124万1,000円の赤字を見込んでおります。

以上が平成20年度周防大島町公営企業局企業会計予算の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

議長（新山 玄雄君） それでは、暫時休憩いたします。1時まで休憩をいたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

議長（新山 玄雄君） はい、わかりました。全員そろいました。それでは、再開をいたします。

議案第2号平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算、質疑はありませんか。議案第2号でございます。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 1つは、国保の納付率が何%かということと、それから、5ページのちょっとこれ説明してほしいんですが、5款前期高齢者交付金というのはどういうものか、ちょっとこの2つ。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 20年度予算につきましては制度の改正ということもございまして、平均税率で93.27%の徴収率を見込んで予算立てをいたしております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 5ページの前期高齢者交付金ですが、補足説明でも申し上げましたが、（発言する者あり）退職者医療制度が原則廃止になるということで、65歳から74歳の退職者が一般に移行するという事で負担がふえてくると、そのために保険者間の財政調整をするということですが、全国の平均の前期高齢者の加入率が12%、それより高いところは交付金をいただくと、それより低いところは納付金を納めてくださいというような制度であります。だから、財政調整をするということで、周防大島町の場合は現在、前期高齢者の加入率が43%あるということなので、交付金を受けるということになります。

議長（新山 玄雄君） いいですか。 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に移ります。議案第3号平成20年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第4号平成20年度周防大島町老人保健事業特別会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第5号平成20年度周防大島町介護保険事業特別会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第6号平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず第1点が、今年度引き上げに伴い、来年度以降のいわゆる給水使用料が、いわゆる一般的にはふえていくという格好ですが、予想よりは基本的には、いわゆる廃止の手續といいますが、休止の手續というか、その関係で減ったのかどうか。

それと、いわゆる人口は減っていきよう、いわゆる加入者人口そのものは全体としては減っていきようのではないかというふうに思いますが、その点もう少し補足説明を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） ただいまの給水使用料についての御質問ですが、これは先日の

補正予算のときに若干御説明申し上げたことと重複いたしますが、約 要するに、19年4月1日から料金改正行いました。

したがって、19年度においては6期ありますが、5期分がその影響、はね返りと申しますが、1期分については、5月徴収分については、2月、3月分を5月に徴収する関係で、1期分については旧料金で19年度予算計上させていただいたわけです。

ところが、18年度末と申しますが、19年4月にかけても若干ありましたが、約1,000休止、従前1期600円、1カ月当たり300円いただいておりました休止が1,300件余り発生したわけです。1,300件、単純に、いわゆる1カ月当たり600円ということで積算しますと約500万円程度の減収ということになります。と同時に、議員さん御指摘のとおり、人口減による有収水量が減ってきております。

したがって、平成19年度の今現時点での調停件数から予測した形での20年度の当初予算計上で、先ほど御説明いたしましたように逆に前年対比2.44%の減という結果になった次第でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） もう一点は、いわゆる今後の使用料にかかわる高料金対策について聞いておきたいというふうに思います。といいますのが、今まで県が一定の繰り入れをしたと、それを私はある意味では当然だというふうに考えております。といいますのが、いわゆる昭和50年代に導入時点での見込み違いがかなりあったと、これは県の指導による一つの給水事業だったというふうに私は考えちょるんですが、それで、今度これを落とすとなるとかなり、いわゆる使用料にはね返ってくるんじゃないかちゅうふうに危惧しておるんです。その点で、今後について県当局、これは町長の方になるかもわかりませんが、県当局の方はこういった考え方で来ようのか、わかちよる範囲でお願いしたいというふうに思います。

それと、あわせて今回予算上は維持管理費で770万円余りふえとるわけなんですけど、これは需用費か委託料か、そこがつかんでおれば報告をお願いしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） まず、1点目の高料金対策についてでございますが、これは今、広田議員がおっしゃられるとおり、いわゆる広域水道事業に伴う、いわゆる県としての当然それまでの従前の簡易水道と比較して、いわゆる広域から水を買うわけですから、当然町財政の負担、多大なものがあるわけです。

したがって、その対策として県と広域と申しますが、の構成自治体で協議した結果、現在の高料金対策として県から補助金と申しますが、受けて、住民の負担を少しでも軽減いたすべく措置された制度です。現時点で、じゃそれがいつまで続くかということについて、減額、廃止につい

てということについては、当然県としてもこういう財政状況のもとですから、減額についてはお願いしたいという意向はあるようでございます。

しかし、だからといって当然県で一方的に決めたことではなくて、各構成自治体と協議した上で決定したことです。これは自治体の合意が得られない限り廃止することはできないということで、現時点で廃止とか、減額といった動きはございません。

2点目の維持管理費についての増でございますが、これは対前年比、修繕費の項目、修繕費の計上の増額によるものでございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。

議員（16番 広田 清晴君） はい。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第7号平成20年度周防大島町下水道事業特別会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第8号平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第9号平成20年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第10号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第11号平成20年度周防大島町公営企業局企業会計予算、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 医師の確保について質疑をしちよきたいというふうに思います。といいますのが、実際的に大島病院等を建てかえていく、いわゆる新年度で建てかえていくわけなんです。実際的には1月でしたか、増があって、4月にまた4月1日で減が発生するということになれば、基本的には当初から言われておった部分で言えば、また減のまま移行するんじゃないかというふうに思うんですが、新年度において医師の確保の見通しについて、基本的な考え方、聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 御指摘のとおり、医師確保については日々大変苦労している状況ではございますが、御指摘のとおり1名、4月よりの減ということになりまして、1月の採用で1名ということで、差し引き大島病院の現状は医師数同数ということで。昨年11月に受けました医療改正による医師の充足率が、ちょっと手元に資料がありませんが、95%よりちょっと上の96点幾らだったと記憶がありますので、その部分での医師の充足率は今96点幾らという数字になっておりまして、7月に外科の先生とのお話し合いで着任をしていただきそうな方が約1名と、来年の4月において泌尿器科系でやはり着任いただける先生を1名というふうに今交渉中でありまして、おおむねこの方々にはその時期に来ていただければ、申請時には十分な充足率、前回医師の実数ということでの取り扱いという部分がございますけれど、非常勤換算等を入れての計算で医師数の充足率が可能であれば、それで許可をするというふうに話し合いをさせていただいております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。平成20年度予算の質疑が終結しましたので、日程第1、議案第1号平成20年度周防大島町一般会計予算から日程第11、議案第11号平成20年度周防大島町公営企業局企業会計予算までの11議案を本日配布しております議案付託表により所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第1号から日程第11、議案第11号までの11議案を本日配布いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第12．議案第12号

日程第13．議案第13号

日程第14．議案第14号

日程第15．議案第15号

日程第16．議案第16号

日程第17．議案第17号

日程第18．議案第18号

日程第19．議案第19号

日程第20．議案第20号

日程第21．議案第21号

議長（新山 玄雄君） 日程第12、議案第12号平成19年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）から日程第21、議案第21号平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）までの10議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明は、3月7日の本会議で終了しておりますので、これより質疑に入ります。

議案第12号平成19年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず、第1点が、第2表の繰越明許費について質疑をしておきたいというふうに思います。今年度それぞれ工事を行ってきたわけですが、2款総務費以降9款までそれぞれいわゆる繰り越しの手続きがされておりますから、その繰り越し率について答弁を求めたいというふうに思います。

それと、もう1点は、次は歳入で聞いておきたいというふうに思いますが、竜崎温泉等が指定管理に移行しましたが、入り等を見てもみますと、それぞれ増減が出てきております。いわゆる竜崎温泉の使用や入所者数といいますか、実際どのようにつかんでおられるのか聞いておきたい。

また、今つかんでおられる数字で、入りで竜崎温泉使用料、入浴料以下一定の数字が出ておりますが、今の数字で、大体つかんでおられる数字で利用状況を報告、金額の根拠となると思われまので聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 予算書の8ページの繰越明許費の関係でございますが、総務費の防災行政無線整備事業5,233万円繰り越しということになっておりますが、19年度の末の進捗率の予定が、46.96%でございます。それから8款の消防費、災害対策費279万円ほど繰り越しということにしておりますが、現在のところ進捗率は6.4%であります。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 4款の県後期高齢者医療広域連合事業ですが、全額繰り越しであります。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 初めに繰越明許についてお答えをいたします。5款1項の元気な地域づくり交付金事業でございますが、これは2件ありまして、繰越率が56%です。3項の水産業費でございますが、漁礁設置事業、1件の繰越率が29.7%です。広域水産物供給基盤



整備事業、1件の繰越率18%です。

次に、港整備交付金事業、1件の繰越率60.8%です。海岸保全整備事業、1件の繰越率22%です。

次に、7款の土木費の2項道路新設改良事業ですが、1件の繰越率46%です。3項の河川費の河川施設管理経費でございますが、これは日良居の排水ポンプ整備事業になりますが、1件の繰越率100%でございます。

次に、竜崎温泉の入館者数ということでございますが、この2月末までに約10万6,000人でございます。想定でございますが、19年度末までには11万6,000人になろうかと思えます。昨年度18年度が10万5,943人ございましたので、約1万人の増となる予定でございます。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 中学校の管理事務局経費399万円でございますが、これは東和中学校改築に伴う基本設計が今少しおくれておりますので、その繰り越しでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） できれば、一つのあれしたいんで、いわゆる今の状態と繰越率がわかれば、後ほど答弁をお願いしたいというふうに思います。全額と言った。（「全額です」と呼ぶ者あり）

それじゃ、歳出の方で若干聞いておきたいというふうに思います。といいますのが、障害者福祉で見てもらいたいと思うんですが、33ページ、その中で基本的にちょっと障害者自立支援給付事業が減額2,000万円出ていると思うんですが、この分が大きいんじゃないかというふうに思います。いわゆるサービスの対象人員といいますか、落ちた原因等報告をお願いしたいというふうに思います。

それと、中身は負担金補助及び交付金の落ち方が若干大きいというところで答弁を求めればというふうに思います。

それと、今回の補正はほとんど実数だということではなっておりますが、老人保護措置費等も落ちておりますが、これもどういうとらえ方をしているのか聞いておきたいというふうに思います。

それと、介護予防地域支え合い事業、この単独分も、これは制度改正だったのかどうか分かりませんが、減額分を聞いておきたいというふうに思います。

それと委託料の関係で、食の自立支援事業等がやはり落ちてます。これなんかは端的に言えば引き上げに伴う逆に減が発生しちょるんじゃないかというふうに思われますが、実際的なとらえ方として聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 34ページになりますが、障害者自立支援給付の減によるものですが、介護給付費・訓練等給付費、それらの利用者、利用料が減少したということの理由であります。数字的なものは全く当初からも余りつかみにくいということで、減額の理由というのはもう利用料、利用者の減ということでありまして、サービス事業につきましては、それぞれ見込んで計上させてもらっておりますので、それらの利用料等の減少によるものであります。

続きまして、36ページの介護予防地域支え合い事業の単独の減額についてですが、まずその自立支援につきましては、これまで毎日を行っていたところを週3回というふうに回数の限度を設けました。そのための利用者の減少であります。それと生きがい活動支援通所事業につきましては、利用料を200円から500円に増額したことによりまして利用者減。緊急通報システムにつきましても、申し込み者の減少によるというものであります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） もう1点は、実は公共交通対策について質問しちょきたいというふうに思いますが、実際的に出入りがあるというのがこの補正予算書の中で明らかになっております。といいますのが、白木線及び橋病院方面行きがふえたという判断なのか。それともう一つは、奥畑線の取り扱い、例えば生活バス路線対策補助であらわれてくる、これ奥畑線じゃないかと思いますが、落ち方がちょっと大きいんで、それ以外の線を含んでおって補正を組んでおったが、この分が落ちたというのが報告できれば聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 廃止バス路線対外運行事業の白木線でございますが、これが予算額が1,333万3,000円に対しまして、実績額が1,459万7,000円ということで、この差額が出ております。それと広域市町のバス支援事業白木線、これ橋病院行きでございますが、これを廃止バス事業に組みかえております。これが475万円でございますが、851万5,000円との差額でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 14ページですが、竜崎温泉の使用料（入浴料）がありますが、先ほど部長さんの説明では、竜崎温泉については入館者はふえておるという御説明でしたが、実は2月だったと思うんですが、あそこの露天風呂が何日か使用禁止といいますか、使用停止になっておりますが、私は原因を知っておるわけですが、ああいうことがやっぱり続くと、これ表に漏れてないんであれですが、たとえ全体数がふえたといっても、今後やっぱりああいうことがたびたびあると、そのうわさが広がれば入浴者も減ると思うんでですね、この辺をきちんと、やっぱりもう少し循環をよくして、やはり衛生的によくするということはもう絶対必要だろうというよ

うに思いますんで、その辺は今後きちんと、いろいろ要望等も出ておるんじゃないかというように思います、それをきちんとしていかんと、やっぱりもう衛生面で指摘を受けると、これはもう一番被害といいますか、心理的に被害を受けるとこなんで、今後は気をつけてやっていただきたいと思います。その辺の減額がここにきてるのかなと少し思いましたけども、これだけの数字がそれが全部これだけに上がっちゃうとは思いませんけども、やはりきちんと気をつけていただきますか。

それと、この分については、どうも現場の報告と、それが役場への報告がきちんとしてなかったという部分もありますんで、その辺の連絡方法といいますか、きちんとどうもされていないような感じを受けましたんで、その2点を気をつけていただけたらと思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 入館者数の減額でございますが、先ほど申しましたように、広田議員さんからの質問にお答えいたしましたように、18年度と19年度の比較にいたしましては、1万人の増となっております。で、昨年の6月、リニューアルから指定管理者に出しておりますけれども、これによりまして、指定管理者の公募の段階で指定管理者が弾いた入館者数、これ13万5,000人を想定して年間400万円の納付金を納めるということで弾いていただいております。その辺の数字的なものが多少食い違ったので、減額ということになったと理解しております。

それと、御指摘のありました清掃等の温泉施設の整備でございますが、これは指定管理に出しましても町の管理施設でございますので、協定書に基づいて十分連携をとって指摘をすべきところは指摘をしていきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第13号平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

移ります。議案第14号平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第15号平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第16号平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第17号平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第18号平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第19号平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第20号平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第21号平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 大島病院改築に伴う金額補正について質疑をしたいというふうにあります。全体のフレームの中で、いわゆる変動はあるというふうに見ておりますが、それにしても今年度から20年度に向けて変更分が出ております。この変更分等については、一つはいわゆる水路の補修、それといわゆるもう2件が土地の購入部分、これが変動すると。それと最終年度分が変動しちよるといいうふうに思いますが、それらについて補足説明を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 5ページの継続費の内訳についてという御質問だと思います。19年度の3億9,615万円が2億1,605万5,000円に変更してる部分につきましては、当初土地の取得を19年度中にすべて完了するというふうに当局の方考えておりましたけれど、建物がまだ二つ建ってると思います。その建物についての完了が6月末を一応目標にしておりますが、契約等が完了する、建物全部撤去して契約が完了するのがその該当年度になるというふうになりましたので、既にJRさんと木元建材さんの土地につきましては、3月末で一応取得となりますので、これについては19年度予算で取得、そして、その契約開始と完了を20年度に、この2件の建物にして6月末、もしくは8月末までに、この二つの建物について完了していただくのと、この建物の移動がなければ当然水路の変更につきましても、こちらの方で申請その他ができませんので、この水路の工事にかかる工事費も一緒に20年度へ変更したということがまず1点。

それと、設計の方の管理が最終的な調整等ありまして、繰り越しが変わりまして21年度も若干数字が変更してるというのが実状でございます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。

議案第12号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 19年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）について、反対の立場から討論したいというふうに思います。といいますのは、一つは、この新年度予算の論議の中で私が言ってきたこと、これは一気な負担増はだめだという討論をしました。合併時点に皆さん方が、執行部の皆さん方が説明されたことは、例えば東和の毎日給食、これを全戸に広げていくんだ、いわゆる全地域に広げていくんだと、全戸は大げさですが、他の3町にも広げていくんだということが言われました。それでそれはそれなりに、かなり期待がかかったんじゃないかというふうに思います。しかし、合併後3年過ぎたら給食費の増、そして、回数の減と。それは相互に連動してると思いますが、実際的にはサービスの低下が明らかであります。それとあわせて、繰越金にかかわる部分としては当然他会計繰り出し金等が一般会計から出るわけなんです、合併してわずかこの3年間の間に、一般会計からどこまでそれじゃ特別会計部分を見るかという議論が、私は不十分なまま一定切り下げられていったというふうに考えております。それらを考えてみれば、当初から連動する補正、これは賛成できないということを明確にしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。

議案第12号平成19年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。

議案第13号平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。

議案第14号平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。

議案第15号平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について原案

のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。

議案第16号平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。

議案第17号平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。

議案第18号平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。

議案第19号平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。

議案第20号平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。

議案第21号平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

議長（新山 玄雄君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日はこれにて散会いたします。次の会議は3月18日、火曜日、午前9時30分から開きます。

午後1時40分散会